

●香川県選挙管理委員会告示第71号

令和4年8月28日執行の香川県議会議員補欠選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により開票の事務を選挙会の事務に併せて行う選挙区は、次のとおりである。

令和4年8月19日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

開票の事務を選挙会の事務に併せて行う選挙区

善通寺市選挙区

観音寺市選挙区